

第4回資産債務改革の実行等に関する専門調査会

日 時 平成19年2月26日(月)18:08~20:14

場 所 合同庁舎4号館 共用第1特別会議室

(八代会長) それでは第4回の会合を開催させていただく。

本日は前回会合に引き続き関係各省からのヒアリングということで、総務省と文部科学省からヒアリングを行いたい。

それでは、まず総務省であるが、まず椎川審議官の方から地方自治体の取組について、よろしくお願ひしたい。

(椎川審議官) 詳細な説明は青木財務調査課長の方からさせていただくが、最初に私から地方の状況なり、基本的な考え方を若干ご説明したい。

地方公共団体の数であるが、市町村合併が大変進み、3,300ほどあったのが1,800という段階まできているが、まだ地域によってまだら模様になっており、しかも小規模な市町村の数が非常に多い。人口1万人未満の団体がまだ500ほどあるという状況の中で、一律に物事を進めていくことはなかなか難しい面もあるが、この資産債務改革について国と歩調を合わせて骨太方針なり行革推進法等に基づき、進めさせていただきたいと思っている。

まずその基盤となる公会計の整備が重要ということで、これについては昨年竹中大臣の時代に通知を出して、大規模な団体あるいは先進的な団体については3年後までに、それ以外の団体については5年後までに4表の整備をきちんとしてほしいというようなことを要請した。資産債務改革についても国が行う資産債務改革を参考にしながら未利用財産の売却促進、資産の有効活用等を内容とする資産債務改革の方向性と具体的な施策を、それぞれの団体で3年以内に策定されたいという要請を申し上げているところである。

今後、こういった基本的な考え方に基づき、前向きに改革を進めていきたいと存じているが、詳細につき青木財務調査課長の方から説明させるので、よろしくお聞き取り願ひたい。

(青木財務調査課長) 1ページ目をお開きいただき、行革推進法の内容、骨太方針2006の関係部分を抜粋させていただいている。基本的には地方公共団体には要請をするという立場であるということ。それから、貸借対照表その他財務処理の整備に関する必要な情報の提供等の協力を行うと、そういう位置付けである。

この1ページの一番下の方に資産債務改革に関する地方側の取組の対応についてもまとめて

いるが、骨太方針の中でも地方にも同様の改革を要請するといったようなこと。それから、一番下で、国の財務処理に準拠した公会計モデルの導入に向けてということで対応していこう、要請をするとの位置付けがなされているところである。

2ページ目で、その位置付けに基づき、昨年8月31日に総務事務次官名で各地方公共団体に「行革の指針」ということで改めて通知をしている。その内容の関係部分がこの2ページである。真ん中辺に先ほど椎川審議官から申し上げた内容を掲げさせていただいているが、先の臨時国会の質疑の中で菅総務大臣からはこの地方の公会計に関しては少しでも早く整備していきたい、こういう認識も表明しているので、私どもとしては通知は出しているが、3年以内に少しでもできればということで取り組んでまいりたいというように考えている。

この通知の中で資産債務改革についても、2ページの一番最後の方であるが、資産債務改革の方向性と具体的な施策を3年以内に策定することということで通知をさせていただいているということである。

ということで、決まったことについては具体的な要請をしているわけだが、3ページ目で、現状ということである。地方団体については、いろいろな小さな団体まであるので、課題も多いと、ベースもつくっていかねばいけないということの課題のペーパーである。公有財産台帳の整備ということに関しても、例えば町村では約8割が紙ベースのものであるとか、あるいは金銭評価がなされているのが町村では半分ぐらいだとか、そういった課題がある。したがって、公会計の整備とともに評価を進めていくというのがどうしても必要だろうといった意味である。

それから、売却可能な資産の把握、これもどうしてもしていかなければいけないはずであるが、都道府県・政令指定都市では概ね把握されているが、町村では4割程度がまだ把握されていないといったような状況でもある。したがって、より広く情報提供を行って、それとともにホームページ等での掲載といった状況も、市町村ではなかなか十分でないといったようなこともあるので、把握した上で情報提供を行っていくという取組が当然必要になるということである。

それから、未利用地の売却に関して、目標設定という点でもまだまだ市町村では進んでいないということもあるので、そうしたことが着実に進んでいくような土台づくり、仕掛けづくりが必要だろうというように考えている。

その考え方を簡単にまとめたのが4ページ目であり、資産・債務の実態把握と情報開示、このことをどう進めていくかに関しては基本的には公会計の整備を進める中でやっていきたいと

ということである。後で申し上げるように、現在新しい公会計のモデルについてマニュアル作成も含めた実務的な準備をしているところでもある。そうしたベースをつくった上で方針の作成あるいは具体的な施策を進めていこうということになるわけだが、18年度中に国の方として一定程度具体的な情報が提供されるということにも聞いている。

それと後で申し上げるが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、今国会に提出すべく準備をしているが、この法律案の内容が一定程度この資産債務改革に間接的な影響を与えるだろうというふうにも思っている。それが1つのきっかけとなって資産債務改革の方針を地方団体としても策定するという意欲がわいてくるのではないかと思っている。

一方で、個別に地方公共団体なりに先進的な取組をしているので、そういうことを紹介しつつ具体的な施策を実施していただけるように後押しをしていくということだろうと思っている。

5ページ目が公会計の整備の状況であるが、例えば連結のバランスシートというこの欄、この表の一番下の欄を御覧になっていただくと、都道府県・政令指定都市においては既に全ての団体で整備をしているという状況だが、一番右の指定都市を除く一般の市区町村に関しては3.4%ということで、まだまだという状況である。

したがって、課題としては、こういうまだ取り組んでいない団体にいかに早めに取り組んでもらうかということと、この47の都道府県、14の指定都市も整備しているとはいえ、資産評価等の精度がもうひとつであり、この精度を上げるための取組をどうするかというのが課題だろうと思っている。

そこで、6ページ以降であるが、地方公共団体の公会計の整備ということで、モデルをつくる作業をしてきた。本専門調査会の桜内委員にも大変お世話になったところである。

その内容は6ページであるが、現在そのモデルができたということもあって、7ページであるが、実務的な検討の段階に入っている。6ページの研究会において2つの公会計のモデルを提示している。基準モデルという名前と総務省方式改訂モデルという名前であるが、それぞれモデル団体をつくり、前者については倉敷市、後者については浜松市にモデル団体になってもらい、実際にそのモデルが動くかどうか、それから、相互のモデルで比較ができるかどうか、あるいは現場の職員の方々が実際に対応するとしたときにどういうマニュアルも必要であり、そういうことを検討してもらっている。

8ページにそのモデル団体において、例えば資産の評価についてどんなことを取り組んでいるのか、要するに現場のことを多少書き並べているが、いろいろな施設についてコンクリートの施設と機械施設と一緒にしているようなものに関して耐用年数をどうとらえるとか、現

場は現場なりにいろいろ苦労している。そうしたことも含めて実際に現場での取組を積み上げてもらっているので、我々とするとうそういうモデル団体の取組を頭に置きつつ、この資産評価についてどういう考え方でやってもらえばいいのかといったガイドラインもまとめられればと思っている。

既にこの公会計の必要性については、一定程度地方団体も認識はしており、いろいろな研修の機会において公会計の研修というのも始めるようになってきた。19年度に入れば、この2つのモデル団体で取り組んできたことをベースにして、モデルについてのもう少し実証的な詰め、先ほど申し上げたようなマニュアルの整備、さらには資産評価のガイドライン的なもの、そうしたものも19年度の遅くない時期にまとめて、18年度決算が出たときに対応できるような準備をしてまいりたいと考えている。

9ページ以降は地方公共団体の多少先進的に取り組んでいるものの事例である。9ページは大分県の文化施設と、それから大分トリニータの拠点でもあるスポーツ施設についてのネーミングライツの導入の事例である。内容については余り細かく申し上げないが、地元企業に売却ができた。地方部であるため応募はそれぞれ1社しかなかったという中ではあるが、そのように活用している。ただ、実際やってみて、例えば地元のサッカー球団との関係で非常にスポーツ振興に寄与することができたとか、付随的なプラス要素もかなりあったということも聞いている。

今申し上げたのは一例であるが、10ページは、ほかの地方公共団体でどのようなネーミングライツの売却事例があるかということを一覧にしたものである。

11ページはその他の資産の売却の状況というものである。11ページの右側にグラフがあるが、首長の公舎の売却、あるいは職員宿舎、県外事務所の売却というものがかなり進んできており、平成13年からの5カ年間で100近い団体でそういう売却が進んできているという状況にある。

ここで新潟県の取組を少し掲げさせていただいているが、都内の職員宿舎に関して、マンションにして、一部分を職員住宅として活用するというようなことで、差額分として25億円ほど浮いているといったことも含めて新たな価値が創造されるような有効活用もなされているという例である。

また、ネットオークションの活用というのも進んでくるとともに、リースバックの例も多少ながらも存在する。

それとともに地方団体の取組事例として12ページで、PFIの取組も大分進んできた。この12ページの表で、左側、実施方針を公表しているもの。現実にはその中で供用開始になっている

ものが右側である。18年度、今現在であるが、207が公表事業数で存在しており、このうちどうも8つぐらい中止になっている。しかしそれにしても200程度の案件については進捗をしてくれている。供用開始は94件であるが、国が33件くらいと聞いている。地方団体の方がやりやすい事案が多いとは思いますが、一定程度進んできているものというふうに理解している。

13ページ以降は公営企業の話であるが、地方の場合、特にこの公営企業に関して、資産債務改革といった点でも割と着手しやすいものだろうというふうに理解もしている。かねてより地方公営企業に関しては民間でやれるなら民間でやってもらったらいかがかと、こういう通知を出している、その通知そのものが13ページである。民間にやってもらわないで自分がやる場合であってもPFIのようにアウトソーシングをするということに対応していったらどうだろうか、それがこの通知の趣旨である。

14ページは、そうしたことが実際どうだったかという点であるが、民営化、民間譲渡の実施状況であるが、真ん中のグラフにあるように、年々拡大をしてくれている。下の方に主な事例があるが、それなりに地方公共団体にとってもプラスになっている事案も多いだろうと思っている。現実に公営企業の運営が厳しい状況だとなかなか有償ではという話になっていないものもあるが、それはそれなりに地方団体からすると資産債務改革上はプラスになっているものというふうに理解していいのではないかと考えている。

15ページは、そこまでいかなかった話ではあるが、地方公共団体としてやるにしても指定管理者の制度を導入して維持管理等を任せるということでコストダウンを図っている事例である。そうしたものもかなり進んできているという実態をご理解いただければと思う。

16ページは、地方公共団体の中でPFIを活用しているものであるが、ここに掲げているように、だんだん進んできている。高知県では、県と市の一部事務組合の病院事業について、ここに掲げているような方式で、PFI事業に取り組んでいるということである。

17ページ以降が、今申し上げたようなことに関して間接的に影響があると思われる。先ほど申し上げた地方公共団体の財政の健全化に関する法律、今国会に提案すべく準備をさせていただいているものである。この法制であるが、17ページの図の下の方が現行の再建制度、上が新しい法制ということで図示させていただいている。現行の制度は再建団体となって再建するにはどうするかという法制だが、新しい法制においてはフローの指標、ストックの指標、全ての団体について、きちっと把握をして、それを議会に報告をして公表していく。公表した内容は相互に比較をしていく。その数値がある一定段階になったら予防的な健全化、真ん中の財政の早期健全化というところの自主的な健全化を図っていただく。それでもだめな自主的な健全化

は無理だという団体は再生団体ということで、国も関与しながら再生を図っていくと、こういうスキームにしている。

実は現在の再建法だと、この一番最後のページ、縦長で恐縮だが、左の方にある黄色の部分に書いてある実質赤字比率の幅の、この会計で赤字が一定以上になると再建団体になるか、ならなければ起債の制限がかかると、こういうことである。したがって、それより下の部分、公営企業の中に赤字がどれくらいあっても再建団体にはならないということもあって、いかななものかということで議論を進めてきた。

その結果、新しい法制においては、右にあるように、オレンジ色のライン、連結の実質赤字比率ということで、連結して全ての会計を網羅した指標というのを設けようということが第1点。

それから、青で将来負担比率と書いてあるが、公社あるいは第三セクターに係る実質的な負債というのも捉えて評価をして、それに対して地方公共団体の財政体力と比べてどれくらいの将来負担比率であるかという数値を出させることにしている。

このことを全ての団体についてオープンにするということで取り組むこととしているので、例えば実質的な赤字が存在する公営企業会計、なかなか売れない宅地造成事業等で赤字が出ているところがあれば、これは安くても早く売って処理しようという動きになるだろうと思う。また、第三セクターも含めて資産上問題があるならば、それはストック指標の中に出てくるので、早めには是正をしていくというきっかけになるだろうと思っている。この法制も資産債務改革を進める上で1つのきっかけになるのではないかというように我々としては思いつつ、取り組んでまいり所存である。

(八代会長) それでは、質疑、議論をしたい。どなたからでも、よろしくお願ひしたい。

(富山委員) まず、2ページのところだが、具体的な施策を3年以内というふうに書いてあるが、3年というのはどういう背景で3年になったのか。

(青木財務調査課長) 前竹中大臣のときから地方分権ビジョン懇談会等も含めて、これから分権を進める過程でどういうことが大事か、色々な議論があり、その中でここに係る話以外の色々な日程等の兼ね合いもあって3年ぐらいでやるべきだろうという御指示を大臣からいただいている。

印象では、上に書いてある3年後の年次は20年度決算までにとということなので、その20年度決算ぐらいが出るときまでには公会計も準備するし、公会計の準備をする以上は、資産債務改革についても、一定の方針をやはり持たなければいけないだろう。

先ほど一番最後に説明申し上げた法制に関しても、早期健全化団体になったり再生団体になったりする決算は20年度決算なので、20年度決算というのが1つのポイントということで、それまでにできる限りの準備をしてもらおうと、いろいろ走り出していくタイミングだと、そのように理解している。

(富山委員) ある意味では、20年度までに皆さんちゃんとやってほしいと、そこから先は容赦しないという感じになるのか。

(青木財務調査課長) 小さな団体には少し余裕があるのではないだろうか。20年度から動き出すということは20年度の頭から考えなければいけないので、今から1年の準備期間で小さな町村までというのは苦しそうだということは、実は桜内委員が入っていた委員会でも多少議論になったが、とにかくそれを1つの目標として、どうしても遅れるところは仕方ないにしても、とにかく付いて来られたいということで、取り組んでまいりたいというように思っている。

(野村委員) 三セクの問題だが、これは現に赤字どうのこうのというよりも、この整理でいくと将来の負担になり得るといふ、そういう把握にはなっている。さはさりながら、三セクにつぎ込んだお金というのは相当大きくて、どのくらいあるのかということが相当気になる場所である。総務省としては今地方公共団体で三セクにどのくらいお金をつぎ込んでいて、どのくらい焦げつく危険性があるといふのは、数字として把握されているのか。

(青木財務調査課長) そこまでの数字といふのは、ちょっと把握できていないと思うが、実際にストックレベルで将来負担比率の指標を出すときに、三セクについて実質的な負債といふのは、どう捉えるかということもやはり一定の評価が必要だろうというように思う。まずはその三セクの内部について、きちっとした評価をしてもらおうということがあって、それに対して当該地方公共団体として実質的な負債として考えるのはどこまでだろうかという、次のステップも必要あるわけで、今一定程度の数字はもちろんあるが、その数字がどこまで意味を持っているかということもあり、この一番最後のページの話が動いていく過程において、精度の高い数値が出てくるものだろうというように思っている。

ただ、ご懸念の部分もあるので、今年の1月に大臣から指示があり、三セクとの関係で、例えばどれくらいお金を貸しているとか、それからどれくらい損失補償しているとか、その数字は全てもともとオープンな数字だが、一覧性のある形で世の中に出ない懸念もあることから、ある様式を示して、一覧性がある形で年度内に全部公表できる形にしてまとめて出して欲しいと、それは全部ホームページに載せて欲しいと、こういう要請を公文書でさせていただいている。

(野村委員) ということは、年度内というと3月ぐらいまでには出てくるということか。

(青木財務調査課長) 今申し上げた、とりあえずオープンになっているものを一覧性のある形で出そうというのは3月末までをお願いしている。

(野村委員) あともう1点。地方公共団体というのは公益法人を設立することができると思うが、この公益法人の設立の実態とか、そこにかかっている費用とか、そういうものはここには載らないのか。

(青木財務調査課長) そういうことも含めて第三セクターとして把握する、負担するものがあるのであれば、ここに全部あげてもらおうということである。

(野村委員) 恐らく大事なのは負債がどうなるかということよりも、モラルハザードが起って、一回やりかかった以上はやめるわけにはいかないとか、あるいはこれを何とか成功させなければとって事業がほとんど意味をなしていないにもかかわらずどんどんお金がつき込まれるという状態が懸念される。

人工衛星を飛ばしてみたものの全然役に立たなかった。だから地方議会の映像を全国の都道府県で見られるように流す。そういった実態があるようだが、本当にそれは必要なのか、やめた方がいいのではないのかといったことが早急に検討されるべきかと思うが、そういうところを総務省として全く要請していないのではないか。

(青木財務調査課長) 仕事の見直しということについては通知をしている。このジャンルの話としてそのことまで一緒に通知をしているわけではないが、現場では連動して対応しなければならぬと思っている。

(関会長代理) 4ページの地方における資産債務改革の手順等々、ここが大変重要と思う。今話があった20年度決算までにとというのは、資産債務改革についての具体的な施策を策定するところまでを20年度末までにやるということなのか。つまり実態把握と情報開示、それから方針の策定、具体的な工程表のようなものを、この表で言うとどういうふうに考えているといえるか、というのが1つの質問である。

もう1つは、私はこの左の欄の濃い青い線で書いてあるところが非常に重要だと思う。それは右側の公会計が整備されとかあるいは情報提供ができるとか、先進事例の情報提供ができるとか、これも大事なことであるが、こういうものが前提条件には私はならないと思う。そのため、これも参考にして当然つくっていくということになる。左の欄をやるのに右側を前提条件として考えて進めようとしているのかどうなのかということを知りたい、これが2つ目の質問である。

3つ目の質問は、この左のラインで計画ができるということを前提にして、その際、総務省が、それをどういう格好でアセスメントをして、いわゆるPDCAというかある程度の強制力をもって回していくということにしているのか。総務省の関わり方、こういうものに対する責任の持ち方、についてどう考えるのか。

この3つについて教えていただきたい。

(青木財務調査課長) 最初の点は20年度末というよりも20年度決算ということで、18年度夏の通知であるから、3足すと21年。したがって、20年度決算が出る21年の秋ぐらいというのが1つのメドというふうに考えている。なかなかそこまでついてこれないところも一定程度の取組をお願いするというので町村にも働きかけてまいりたいと思うが、正直町村の小さなところでは少し苦しいところあるかもしれないが、我々としては努力を促すよう取り組んでまいりたいと思っている。

それから、右側が前提になるのかということについては、前提でなければいけないと思っているわけではないが、特に重要だと思っているのは公会計の整備、資産はある程度把握しているが、その評価がきちっとできていないというところはやはりポイントだろうと思う。公会計がすべて整備できていなくても、例えば連結のバランスシートだけでもできれば一定程度の資産評価はできるので、すべての公会計が整備できない限り前に進まないということではないが、その部分は非常に大事だろうと思っている。いずれにしても右側ができないから左側のことを進めないというのではなく、手順を踏みながら進めていただきたいと考えている。

3点目は、これは基本的にはそれぞれの自治体が自主的にやっていただくということなので、ここのこの部分がどうだとかというようなことに関して、よほどいろいろなこととの兼ね合い上課題があるというのであれば何らかの助言をすることはあり得ると思うが、基本的には各自自治体の責任で取り組んでいただきたいと思っている。

ただ、そうは申しても、最後のページに出てくる指標。この指標についても各自自治体が責任を持って監査委員の審査に付して議会に報告をして公表して、関係者が全部責任を持ってやらせようということではあるが、我々としても問題がないかということも多少はチェックしなければならないということだろうと思うが、基本的には地方団体側の責任でやっていただくということで取り組んでいくことになる。むしろその方が、効果があるのではないかと考えている。

(桜内委員) 2点伺いたい。1つ目が、今ほど関委員がいわれた点とも重なるが、3ページ、4ページあたりだが、4ページのところから今の関委員の指摘のところから言うと、資産債務

の実態把握と情報開示と、これは確かに非常に重要だと感じている。そのために3ページに戻り、公有財産台帳の整備というのが今現在非常にネックになっているという認識でこういうふうなまとめ方をしたのかと思う。

実際に公会計の基準モデルだとか、その整備というのは徐々に進んでいっているが、具体的に各自治体において公有財産台帳をきちんと金額の面も含めて3年以内に整備していただくということは1つの大きなプロジェクトになるので、公会計の一環というよりも公有財産台帳1つ取り出してもそれなりの対応というか、プロジェクトマネジメントというのをやっていかななくてはいけないと感じている。

そういう意味で言うと、総務省の方でどういった工程表というか、スケジュール感で公有財産台帳の整備を考えているのか。具体的には自治体に対して何らかのリソース、リソースというのは人員も含めあるいはお金も含め、公有財産台帳を紙ベースから電子化していくとか、あるいは実際に財産を見に行くとか、それなりのコストかかるので、それについて国の側として何らかのインセンティブというか、何かしら考えているのかということを確認したいと思う。それが1点目である。

2点目は、負債の方で最後のページの先ほどから何回か出ているフロー・ストック指標ということについて、こちらで出てきているのがどちらかという、ストック指標としては負債側、フローとしても公債費比率とか、ややストックに関係あるような科目に関係してくるのだが、この中にも前のページとかにもあったけれども、PFIの資産負債の測定、特に負債の測定について、この最後のページの対象範囲からすると第三セクターも含めて仮にPFIをやっているのであれば負債として計上すべきものが大半ではないかと私は思う。

そのこのところの負債計上のガイドラインというかきちんとした基準をつくってあげないと、自治体の側も一方でPFIを進めなさいという流れがあり、一方で負債のコントロールをしろという流れがあり、やや混乱するところもあるのではないかと感じている。

それから、負債という意味でいうと、この中間辺りだが、公営事業会計の下の辺りについて、国民健康保険事業とか介護保険事業、こちらも負債としては保険事業であるので通常の保険会社の負債である責任準備金の算定方法とか、非常に難しい数学的な計算方法が必要となってくるので、その辺のガイドラインというか、全部が全部民間の保険会社と同様にしろと言うつもりはないが、それなりのガイドラインがないと負債のコントロール、あるいはそもそも負債の測定自体がなかなか難しいのではないかと感じている。

特にこれは法律でこのストック指標を定めていくということなので、その点について総務省

の方ではどのように検討しているのかについて聞きたい。

(八代会長) 最後の点は例えば未収金みたいなもの、要するにお金を払ってもらってないという保険料、そういうのも把握する必要がある。

(桜内委員) 今現在の保険業法の責任準備金の測定方法としては、見合いとして未収になっているかに関わらず、将来いくら払わなければならないといった測定をしなければならないとされているので、未収であろうがなかろうがどうそれを測定していくのかというのが問題になってきていると思う。

(青木財務調査課長) 台帳の整備について、資料7ページを開いていただきたいが、もちろん台帳の整備を早期にできればそれに越したことはない。ただ、台帳ができない限りこの公会計の整備ができないということでも困る。この基準モデルの下の総務省方式改訂モデルというモデルの方では、決算の数値をベースに一応のモデルをつくった上で、例えば売却するものあるいは売却可能なものから抽出しながら段階的に整備していくという手法もあり得るということで、我々としても理想はすべてきれいな台帳と思っているが、そのことばかり地方団体に言っても、かえって進まないということであれば障害になる可能性もあることから、この下の方式もやりながら、ある段階ではどちらでやっても台帳もきちっと整備されているという方向にもっていければ、というのが基本的な考え方である。

それから、P F Iの問題について前回のこの会議でも桜内委員からご指摘があったかに思うが、優位性がいろいろ問題になっているということだが、建設事業をP F Iがすることに対して一定の負担を地方団体がしていく場合については、これは実質的な負債としてカウントして将来負担比率を計算すると、そういう方向で考えている。

(平嶋地方債課長) ご指摘のあった中のP F Iの部分に関して申すと、ここに実質公債比率という比率があるが、この実質公債比率、現在既に地方債許可制度の協議制度の中で運用しているわけだが、その中で既にP F Iの中のオペレートではない部分、パイにかかる部分は基本的に公債費と同じ扱いで入れているという仕組みとなっているので、将来負担比率においても大体同じ取扱いが可能ではないかと考えている。

また、どういう工夫が必要かという点、どういう価格でどの時点の価格でやるかといういろいろな問題があるので、いろいろな基準を考えていきたいと思う。

それから、国民健康保険事業会計であるが、これは民間の生命保険等と違っていわゆる健康保険、政府管掌健康保険の対象とならない中小企業者に対する健康保険をやっている。会計の仕組み自体も厚生労働省の政令と省令で決まっている。したがって、基本的には足りないこと

にならないように保険料を取るという仕組みになっているので、基本的にはこの時点で負債として出てくるものは毎年の繰越の赤字が負債として計上される。それぞれは保険財政、全体の健康保険財政全体の中で考えていくことになる。また、厚生労働省の方からどのような形で調整交付金が出るかということで決まってくると考えている。

(富山委員) 公会計の議論のところでちょっと確認したいのだが、資産の中にゴーイングコンサーンのもの、例えばバス事業であるとか、第三セクターも実際事業をやっているわけだが、そのバス事業をやるときに、バスの車輛が幾ら必要であるからといって、その値段を個別に積み上げてみてもほとんど意味がない。要するに生産するわけではないからである。

地方の、第三セクターがやっている私企業のバス事業には、民間と競合して、かなりの赤字を出しているところがいっぱいある。その辺りを評価するというのはい体どのようにして行うのか。こういうプロセスを経ることによって明らかになって、それが国民の知るところとなるかどうかという問題が1つ。

それからもう1点、第三セクターに関する資産をどのように公企業会計に出していくのかという問題。どういうふうに平成21年といった段階で世の中に第三セクターの財務実態なり経営実態が明らかになるか。

(青木財務調査課長) この指標に関連する書類等についてはすべて地方公共団体が確保しつつ、それは第三者で検証が可能なように役場に備えつけてもらい、すべてオープンにしてもらわなければならないだろうというふうに思っている。そういう点ではこのことをきっかけにオープンに議論するチャンスがどんどん増えるだろうと思っている。

バス事業そのものに関しては今まで売却なり民間譲渡が進んでいるものの中の1つだろうと思う。どちらかというところガスとか介護事業などが公営企業の中では民間に譲渡されるのが一番多いが、交通事業もある程度そういうことになっている。その中で現実に先ほど申したような情報が世の中に出るときに、果たしてこのまま維持するのが妥当かどうか。我々自身の方針も基本的に民間に任せてもいいのではないかと、残すのなら残すなりにもっと民間に本当に委託をする。公営企業については残るが、民間に委託するということによって統一的に民間にやってもらうという中で、さらに効率的なことを図れないかどうか、そこを踏まえて検討してくれないかという検討もしている。

(平嶋地方債課長) つまりバス事業で赤字を抱えている実態が表に出て、事業を続けるかどうかについてきちんと選択を迫るような仕組みになっているかと、こういう趣旨でよろしいか。

(富山委員) そのとおりである。

(平嶋地方債課長) それは公会計のところだが、先ほど申した最後のページでフロー・ストックの対象会計のイメージのところ、基本的に公営企業会計に関して今回相当程度、この再生の健全化の仕組み、指標をつくって赤字が出ている場合にそれが出てくるという仕組みにしているのが1つ。

もう1つはこの一番下、右側にある将来負担比率の段階において、例えば第三セクターに対して損失補償をしている。それから公営企業会計で多大な借金を抱えている。これに対して普通会計がどの程度負担することになるかという数字をそれぞれ総務省令の基準に基づいて各団体が算定した数字を公表してもらおう。その数字が大きい場合は当然のことながら引っかかるという仕組みを考えている。

法案に向けて今作業している最中のため、まださらにどういった算定をするか、さらにもっと下のレベル、政省令のレベルになってきているのでそこでやらなければならないが、基本的には富山委員が言われたような問題意識を含めて今回の法制を考えているということになる。

(富山委員) この前の会合で、バランスシートを動的に見るかあるいは静的に見るかという議論があったのだが、公企業会計というのはかなり静的なバランスシート論と言える。そのときに動的に見ていくときに例えば開示情報の中に、バスの運転手平均給料、あるいは第三セクターの役員の数や出身母体、給料といった話についても全部開示することになるのか。

(平嶋地方債課長) 基本的に第三セクターの経営状況については、それは多分給与だとかの情報だと思う。第三セクターについては地方公共団体に準じて内容を公表するようになってるので大体はやっているはずである。ただ、実際の赤字の原因というのはむしろ給与よりも、第三セクターであれば、バブルの時期に購入した土地の価格がどっと下がっているのだが、それをまだちゃんと適正に評価していないという問題の方が多かった。地方公共のバス事業に関しては基本的には給与情報も公表されているが、それが世間的に注目されるところまで至っていないということである。

それは委員の方々の問題意識もよくわかるので、我々の方もそれはできるだけそういう方向になるように努力はしていきたいと思う。

(伊藤委員) 今話があった第三セクターの土地の評価がきちんと時価評価されていないというのは、これから全部わかるようになるのか。時価のレベルは何で評価するのか。

(平嶋地方債課長) 実はそこが我々としても今制度設計をやっていく段階で非常に悩んでいるところの1つである。例えば宅地造成をした事業を林野のまま買っているのにそれを林野のままの価格で算定すればいいのか、それとも宅地造成したときの価格でやるのかというのがあ

る。今かなりいろいろな会計でやっているのは取得原価でやっているケースが多いのだが、実際のところは売却可能価格でやらざるを得ないということだと思う。

その段になると客観的な基準というのをどこまでつくれるかという問題があるので、それは銀行とかと同じように、地方公共団体みずからがそれを評価してそれを世間に問うというやり方をせざるを得ないのではないかという考え方がある。

ただ、それも野放図ではなく、一定の基準をどう組み合わせしていくかということのをこれから制度設計していくことになるかと思う。

(伊藤委員) そういう台帳があって、それを毎年公開していくとその時価というのがわかるようになるのか。

(青木財務調査課長) 先ほどの桜内委員の話にも近いと思うが、まずはやはり売却するもの、時価評価しなければいけないものから手順を追ってやってもらって、できる限りやってくださいということをお願いしていくしかないと思う。まずはとにかく必要なところから手段を講じていく。

(伊藤委員) 地方で土地の値段が上がっているといっても大阪ぐらいであろう。地価は大体下がっている。的確な地価下落も頭に入れながら、時価とは何かということのを明確に定義して、対象は何であるかということのをきちっとして、港湾の埋立海域が地方であるだろうが、そのようなものも入れて。きちんとした評価をいつごろするのか。

(平嶋地方債課長) 相手方がどこまでついてこられるかの問題もあるので明言しかねるところもあるのだが、今伊藤委員がおっしゃった例えば埋立会計や宅造会計や、こういったものはまず優先してやっていかなければならないという意識を非常に持っている。それはできるだけこの法制がスタートするときにははというようなことで取組を進めている。

(伊藤委員) 現在価格をきちんとなるべく早く、どういう現在価格かという定義をして我々に明示してくれないと、土地の価格が下がるから、5年も10年もたったら大変なことになる。要するに地方政府の資産が悪化しているということのを我々はわからない。

(野村委員) このスキームを見ると、銀行が自己査定をして自己資本比率を出して、それで早期是正措置をやるという方式に似ているが、数年前にこれで相当苦労した記憶がある。前提は、銀行の場合も自己査定の段階では、いわゆる自己資本比率割込みという数字をもってくることはない。いろいろな理由をつけて、例えば何かの事業がまたここで数年後に回復するのだからということ、DCFで将来キャッシュフローを大きく算出したり、あるいは単に数字を横置きするなど、ゆがみが生じてしまう。そうした最初の自己査定のところを今回のスキーム

ではどうやってしっかりやらせる仕組みになっているのか。

(平嶋地方債課長) そこが一番難しいポイントであることは我々も承知している。現在考えているのは、地方自治体に対して国が、金融庁が銀行にやっているようにやるというのはやはり今の地方分権の流れの中でどうかという議論も片一方である。まず第一義的には、監査と議会をうまく絡ませていきたいというのが制度設計の第1番目である。

その上で、総務省令なりがどこまで基準を決められるかということである。その監査も監査員の監査だけではなくて、もっときちんと機能する方法を考えていきたいと思っている。

(八代会長) その地方の自己責任ということをよく言われるが、それはやはり共通のルールの下でやるべきである。だから、あくまでそういうことやるのは地方団体の責任だが、それを公平に行う枠はやはり総務省で厳格に作ってもらわないと、第2、第3の夕張問題が起こる可能性があるのではないかと。

だから、今、伊藤委員がおっしゃったように、スケジュールを明確にして、工程表のような形でまたご説明いただければと思う。

それからやはりそれに従わない自治体に対しては自治体名公表のような手段をとるということも1つ考えられるのではないかと。それは別に地方分権と何ら矛盾しないわけで、そのようなことも是非お考えいただければと思う。

(青木財務調査課長) 自治法上も是正要求などいろいろな仕組みがあるので、問題があるならばそういう措置を講じて、問題がないなら説明責任を地方団体に負わすということも手続上可能だ。

ご指摘も踏まえた対応をしていくことも含めて検討していきたいと思う。

(伊藤審議官)

私どもは独立行政法人に関する説明を求められている。資料2の中で、1つ目として、これまでの独立行政法人の見直しの取組の仕組みと状況を簡単に新井の方からご説明をする。それから、独立行政法人は多々あり、資産及び負債改革ということであるから、平成17年度末で公表されている財務諸表からそれぞれの法人の資産及び負債の状況、それから特に独立行政法人が保有する投資有価証券について、1カ月ぐらい前にあるシンクタンクの研究員の方が独法の中には膨大な運営費交付金をもらいながら資産運用をして金もうけをしている法人があるという内容の投稿を新聞にされていたが、その辺りの誤解を説明するための資料を用意した。後者については私から、特に私見ではあるが、少しコメントをさせていただきたいと思う。

なお、私どもの立場は皆様方と同じように独立行政法人に対して基本的に改革を迫る立場で

あり、各所管省庁のようにすべてのデータを全部持っているわけではないので、持っている範囲内でのご説明ということになる。

それから、基本的には独立行政法人委員会そのものの権限であり、私どもは事務局として支えるだけの立場となる。内容によってはお答えしかねるものもあるかと思うが、ご容赦願いたい。

（新井評価監視官） まず資料2、独立行政法人というのは制度としてどういうものかということだが、ご承知のように、独立行政法人は今104法人ある。これは中央省庁等改革の後にできてきたものだが、特徴として、中期的な3～5年の中期目標を主務大臣から与えられ、これに対して各府省の評価委員会、それから総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会、こちらが事後評価を行うというスキームで動いている。

それから、企業的経営手法ということもあり、企業会計原則に則った会計をされている。また、業務や財務運営なども含めて幅広く情報公開をやっていき、そういったものを国民にオープンにすることで物事を見ていただこう、というようなことを通じて業務の効率性の確保とか質の向上を図っているところである。

そこで、私ども総務省にある政策評価・独立行政法人評価委員会の役割だが、要するに独立行政法人の事後チェックを行う委員会である。この資料で見ていただくと、1つは、毎年、各府省評価委員会において各独立行政法人の業務について評価していく。この業務評価について二次評価を行うというのが1つのポジションである。もう1つは、法人の3～5年の中期目標期間が終了した際に組織業務の全般的な見直しを行うというのがもう1つのポジションである。

参考というところに書いてあるが、独法通則法35条において、政策評価独立行政法人評価委員会は独立行政法人の中期目標期間の終了時において当該独立行政法人の主要な事務事業の改廃に関し主務大臣に勧告することができる。この規定をもとにして、我々特にこの中期目標期間が終了する独立行政法人に対し、業務・組織を全般的にヒアリングしつつ、勧告ないし勧告の方向性というものを作成している。

右のページをご覧くださいと、これまでの見直しの成果ということで、特に中期目標期間終了時の見直しは平成15年度からスタートして、大体延べ80法人を今までやってきている。当初はいわゆる国の機関から出て行った、特に「先行独法」と呼んでいるが、こういったところが中心になっていたので、
、
にあるような組織の統廃合とか役職員の非公務員化といったところを中心にものを申し上げてきた。

一方で、18年度の見直しは、「移行独法」といって旧特殊法人、認可法人から移ってきたも

のを主たる対象に23法人見直したが、国の歳出の縮減を図ることを色濃く出しつつ見直しを行ったところである。

また、18年度については融資等業務についてこれを行っている業務については先行して見直すということがあったので、出資、融資、債務保証、保険、利子補給、こういったものを行っている法人について、そもそも法人でやる必要がないものはないか、民間でできるようなものはないか、あるいはそういった業務が効率的に行われているか、といった観点から見直しを行ったものである。

総務省においては政策評価・独立行政法人評価委員会が、こういったことについて中期目標期間終了時に非常に強く各法人の見直しを行っているということで、その結果の指摘事項ということで言うと、その中に資産債務の改革に係るものがかかり出てくる。

先ほど申し上げたとおり、今年の見直しでは法人の自己収入の拡大の可能性と、こういった観点から資産の有効活用とか売却の可能性について評価をした。主要な業務の改廃という観点から見直しを行った結果、施設の廃止・売却等ということを行っている。先ほど申し上げたとおり、具体例として、東工大の敷地の中に国立大学財務・経営センターのキャンパス・イノベーションセンターというものがあり、知の集積というような目的を持ちつつ、各大学のリエゾンオフィスのことをやっていたのだが、そういったところまでやる必要がないのではないかという業務の見直しを行った結果を踏まえて、施設についても売却したらどうかと検討した。

あるいは、外務省の国際交流基金の基金フォーラムの業務についても行う必要がないのではないかということで、廃止ということになった。

また、先ほど申し上げた融資等業務の見直しの中で、例えば債務保証を無くすことなどを議論し、その結果、債務保証の裏にあった基金を国に返納してもらおう、ということもある。例えば180億ほど返納してもらえというような勧告を行うなど。あるいは、例えば貸付などについて、もはや民間にある程度任せたらいいのではないかということも踏まえながら、縮小していいようなものを見て、フローベースの単年度平均の試算値で1,800億であるが、こういったものについても長期的には法人の貸付金の残高の縮減に資すると思う。

以上、例で申し上げたが、この18年度に行ったものについては、こういった個別の事務事業を見て、いらぬのではないか、それに伴って資産をどうするかというようなことに加え、共通の指摘事項として、さらに各法人の持っている会議所、研修施設、分室、特に事業とあまり関係がないところを中心として、各府省にきちんと見直すよう申し上げた。

19年度は、当該年度に中期目標期間が終了する23法人について集中的に中期目標期間の終了

時の見直しを行っていきたいと考えている。

（伊藤審議官） それでは、続いて資料2の参考資料1と2を説明する。まず、独立行政法人の資産及び負債の状況を17年度末、未定稿と書いてあるものだが、この表は主な独立行政法人の資産あるいは負債がどのような状況であるかを一覧表にしたものである。黄色のものは一定の効果を求めるということからすれば、ある程度の規模がないといけないので、資産が1,000億以上、それから負債も1,000億以上の法人はどれかということで念のため示したものである。

具体的な内容であるが、実は、各独立行政法人は内部的には財産目録その他をきちんと作成していると思うが、財務諸表上は大企業と同じように個々の物件について全部の公開は求められていないので、1個1個聞いていかないと、具体的な内容が何かということがすべては明らかにならないと思う。

いずれにしても、資産債務改革についての基本的な考え方は恐らく先ほどからあるように、将来の金利負担等のリスク回避ということで、有利子負債を圧縮する、あるいは国債そのものを減らすということである。

それから、独立行政法人の財産は国の資金により造成されたものであるので、不要不急な資産は売却するというところだろうと思うが、若干注意が必要なのは、銀行のように自己資本比率のような規定があるわけではないので、どういう形でその必要性、独立行政法人にやらせるかという理念や考え方が無いと、なかなかついてこないのではないかと。それから、先ほど言ったように国の資産と思われるものが多いのだが、中には民間関係者が資金を提供したのもあり、必ずしもすべてが国のものではない。要するにある意味で別の株主がいるということで処分できないものがあるので、そこは注意が必要かと思っている。

それから、独立行政法人の資産債務を見る場合のポイントであるが、巨額の負債を有する一方で、巨額の資産を持っている独立行政法人は、国立印刷局は別として、ほとんどは昔の特殊法人から移行した法人である。一方で資産も負債もほとんど無く、ただ業務をやっているだけという、国の試験研究機関等から切り出されたような法人も非常に多い。

それから、資産と負債の関係について見てみると、例えば保険や共済事業をやっている法人の場合、事業で集めた資金は当然に将来の支払いに備えて責任準備金として積立てなければいけないので、これらはともに圧縮ということにはいかないのではないかと感じている。それから、基金の果実を原資として事業をやっているものがあり、基金を小さくすることはイコール事業を縮小するということになるので、その面での議論が必要なのではないか。

それから、独立行政法人の資産、観念的には事業用資産とその他の資産があるのだが、事業

用資産についても真に事業そのものが必要かどうかと同時に、現在の規模が必要であるかという両方の議論が必要であろう。事業用でないもの、例えば先ほど言った保養所等もあるが、真に不要不急かということになると1個1個吟味をしていかないといけない。

それからもう1つ気をつけなくてはいけないのは、この表では一つにして書いてあるが、参考資料2の投資有価証券の内訳は、細部が勘定ごとになっているので、法人全体でこれだけあるではないか、という議論はなかなかできず、勘定ごとに見ていかないと非常に危ないと思う。

それから、資産売却上の問題点だが、国立青年の家や少年の家を地方に渡すといっても、地方もすでに持っているから必要ない、赤字を負わされるなんてとんでもない、という話になる。国鉄の地方の廃線跡のように、そもそも売れるかどうかということがやはり1つの見方になるだろう。場合によっては国鉄の跡地のときのようにパブルで地価の高騰を逆に招くから今の時期売るべきでないとか、実務的には非常に判断の難しい問題だ。先ほど少し話があったが、評価額そのものもどうやって決めるのか。各独立行政法人に任せておいたのではノウハウのない人たちが行うという可能性もあるので、どこかでまとめてやる仕組みが、やがてもし本気でやるということになれば、必要になるのではないかと考えている。

それから、独立行政法人の資産売却益や余剰資金の国庫納付だが、資産自体が運営費交付金など一定の補助金で造成されている場合には可能だと思うが、昭和55年に中曽根行政管理庁長官が専売公社に国庫納付をさせた事例では法律に基づいたルールにさせた上で行っているので、同じように既存のルールを法律改正を視野に入れたいとなかなかできないのではないかと、そういう既存の仕組みがあるかどうかということもよく視野に入れておく必要があると考えている。

それから、政策評価・独立行政法人評価委員会の本問題の対応については、独立行政法人の評価、特に事務事業の改廃というのは中期目標期間の終了時に行うということが主たる目的、権能になっていて、事務事業の改廃に伴う事業用資産の処分についてもものを言うことは可能ではあると思うが、本体はそちらではない。それから、目標期間が到来した法人について見直しを行うということになっているので、例えば来年度は23法人である。全法人を通じて一度に全部やるということになると、また別の観点からの検討をどこかでする必要があるので考えている。

それから、なるべく余剰の運営費交付金その他を小さくしていくという意味で、事務所を地価の高いところに置いている場合、保有している場合にはこれを売却して地価の安いところに移転するように、賃貸の場合には賃貸料の安いところへ行くように仕向けることが考えられる。このようなことを行う場合も、物理的に収容余地があることが前提であるが、これまでの経験

では、2つの法人を統合し、1ヶ所処分してどこか1ヶ所に集約するようにした場合も、一般には都心の便利な地を希望するなど各府省や法人はいろいろ説明をしてくる。したがって、単に安いところに行けということではなかなか難しい。売却の処理について何らかのルールあるいは法人へのインセンティブを与えないと恐らくかなり難しい。ただ、下手なインセンティブを与えるとまた国民の理解が得られない。

実際に売る場合その他の実務を考えると、政策評価・独立行政法人評価委員会は評価機関として、事業の面から見て不要になった事業用資産についての指摘はできるが、独立行政法人の資産債務の全体を見ることは実務上困難だと考えている。最後の部分は、分科会長ともご相談の上、私たちにそれを求められても無理だということは言うておくようにということだったので、付言しておく。

(桜内委員) 最後におっしゃった点で、そちらの委員会の権限の範囲に関するところだと思うが、法的な根拠は一体どこにあり、財務面での管理ができないとおっしゃっているのか。

(伊藤審議官) 財務面の問題を全く指摘しないというのではなく、トータルとして法人又は事業の赤字が増えているとか負債が増えているということはチェックしている。例えば保険事業でも全体の規模がなかなかうまくいっていないのではないかと、将来の支払負担ばかりが増えて収入が入ってこないのではないかなど、そういう面では指摘できると思う。特に、当方の委員会では、この資産の売却をしるというような具体的な指摘を資産面からだけの議論ではできない。事業面の議論をまず前提にしないとなかなかできないということを言っているだけであり、一切財務面を見ないということを言っているわけではない。

(桜内委員) 財務面を見ないわけではないということは、そこを見て指摘していいのか。

(伊藤審議官) 極端にひどい場合は議論になると思う。例えば、学生支援機構について、貸付事業を持っている独立行政法人のほぼ3分の1近い金額、貸付残高10兆円のうち3兆円近くを持っている。去年検討したときは、その資産の債権を分割して売ることについて内部でも相当議論はされたが、結局は、借りた奨学生のうち返していない人が圧倒的に多くて、積みもり積もって3割になっている。実際に卒業後の初年度に返済期限のくる債権ですら、実際には9割強程度しか返済されていない。そうすると、この債権を証券化して売ってしまうと恐らく買ったたかれるだろう。それよりもまずは回収をきちんとすることが重要であり、売却の話は今回は取り上げない、などといった議論は一応されているので、全く議論しないということではない。

先ほど言ったように、個別の資産の売却をしるというような話は無理である。

(関会長代理) 計算の妥当性は別にして、全体で資産が120兆ほどある。120兆あって、単年度のコスト削減効果が大体1,900億、国庫に返した金額が180億というのはいかにも少ない。私も鉄鋼業で言えば一企業の規模にも満たないようなことではないか。悪いと言っているわけではなく、皆さんの努力は当然とした上での話である。

だから、やはりおっしゃるように理念や考え方のようなものを整理して、大きなマクロ的な目標のようなものを作らなくてはいけないのではないかと思う。投融資資金でいうと120兆というマクロ目標があるのだが、独立行政法人についてもそのような考え方を整理した上である程度の目標をつくる必要があるのではないか。

その上で、おっしゃるように当たらなくてはいけない独立行政法人というのは104法人全部あるわけではなく、大体大きいところはわかっている。であるから、そのようなところに焦点を絞って検討するということ。

問題はその体制であり、今おっしゃっているように、今の評価委員会ではそのような権能があるかどうか分からないようだから、必要なら法律的な手当をした上できちんと体制を作ることが非常に重要ではないかと思う。

皆さんにお願いすることかどうか、我々自身がやらなくてはいけないことかどうかもわからないが、やはりそのような整理をしてみたらどうかと思う。

(伊藤審議官) 独法全体の120兆円の資産に対してコスト削減効果が少ないとの指摘については、昨年を見直し対象法人は全体の104法人のうち23法人であり、金融資産としては融資残高ベースで10兆円ほどの部分を見たのであって、120兆全体を見たわけではない。

それから、10兆円とあるが、大きいのは2つで、1つは先ほどの日本学生支援機構、もう1つは福祉医療機構。これは外部から資金を借りてきて融資をしてそれを返していく事業なので、負債は借入金であるし、資産はあくまでも債権で、しかも返ってくるのは何十年先ということなので、資産売却の議論を別にすれば、現実にはなかなか難しい。

それから、120兆円の債務の中で一部、これも計算は正確にはしていないが、ご理解いただきたいのは独立行政法人には極めて特殊な勘定科目である資産見返りの負債というのがある。これは何かというと、要するに運営費交付金や補助金で資産を買うことだ。どうせ減価償却でなくなるのだから、資産相当分を数字の上負債としてあげているという経理処理上の、左右貸借を合わせるためのものである。120兆円というB/S上の数値をベースに半額などという議論をされるとほとんどの法人から猛反発を受けるという議論になると思うので資産の内容をよく見てもらいたい。

(関会長代理) よくわかった。

(野村委員) 先ほどご説明いただいたところでよくわからなかった箇所がある。青年の家、少年自然の家の話を例として、これがいらぬという話になったのにそれがなかなかうまくいかなかったというようなお話のような感じもしたが、その理由をちょっともう少し詳しく教えていただきたい。

(伊藤審議官) いらぬというのではなくて、かつての行政監察で、古いものは昭和30年代から始まった青年の家の中には、もう施設も老朽で利用者も少なくなっているのをやめたらどうか、やめる場合は、ある日突然廃止すると退職金を払わなければならないが、それができないから、都道府県、市町村に移管できないか、かなり安くてもいいから受け取ってもらえないか、という話をしたら、実は都道府県、市町村も昔と違って今は自分で少年の家や青年の家を持っており、そもそも赤字で苦労していると。この上国が赤字施設を地方に押しつけるのかという話になって。アイデアとして売ったらどうかと言っているが、実はだれも買ってくれる人がいなかったという話も聞いている。

そのため、事業をやめるという政治的決断がされれば、それは最後の損切りということになるが、国全体としても政治的判断としても直ちに事業を打ち切るということにはならなかったもので、なかなか売れない。だから、結局完全に老朽化してだめになって追加で建て替えるぐらいなら事業をやめた方がよいというところが全国で何ヶ所か出始めている。

(八代会長) ただ、そのときも退職金は払わねばならないから、別に今払っても同じことではないか。別にその建物が古くなるのを待つ理由は何もないのではないかと。それはたしか規制改革会議でも前に議論があったのを覚えているが。

(桜内委員) 先ほど運営費交付金債務の話があったが、今現在ここで言うと数字的にどのくらいなのかということと、先ほど資産に対する影響というふうにおっしゃったが、その見合いであるのが固定資産と流動資産とあると思うのだが、どういう意味でおっしゃったのか確認させていただきたい。

(伊藤審議官) 前者の運営費交付金、資産見返り負債の総額は、この表の中で、わかっている範囲内で、どのくらいのものがあるのかというのは、後でまた計算する。

それから、2点目は質問の趣旨がよくわからなかったが。

(桜内委員) それが資産に対して影響があるような言い方をされたが、それはどの程度の金額でどういうふうな影響があるのかということだ。

(伊藤審議官) どの程度の影響があるというよりも、大体その資産というのは事業用の資産

そのものなので。

(桜内委員) いや、私が言いたいのは、それももちろん資産として計上すべきものであって、あたかもそれがないような言い方をされたので違和感を感じたのだ。

(伊藤審議官) それはご説明が悪かったかと思うが、資産そのものは、例えば宇宙航空研究開発機構の人工衛星、それが例えば資産として計上されていて、やがて衛星が回っていても経年劣化してなくなっていくから、その資産が減価する部分だけを資産見返り負債ということで数字上立ててある。買ってもらえないような特殊な事業用資産もあるということを言っている。

(桜内委員) それはおかしい。今のは既に償却してなくなったものではないのか。

(伊藤審議官) いや、一回で償却するわけではなく、長期にわたって償却をしていく場合の処理の話だ。

(桜内委員) 償却資産は売れないということか。

(伊藤審議官) 直ちに売れないと言ってるのではなくて、特殊なものもあるというご説明をただけだ。

(富山委員) この独立行政法人の世界というのは通常の企業会計的な世界と全然違う感じになっているということか。

(伊藤審議官) いや、ほとんど同じだが、特殊な処理がされている部分があるという説明をしている。

(富山委員) あともう1点。負債の中で実質負債すなわち、お金を借りている負債もあるはずで、これにどの程度暗黙の政府保証が効いているかわからないが、多分すごく暗黙の政府保証が効いている調達をしているわけだろう。貸している側は最後は国が面倒見てくれるだろうと思って貸している場合がほとんどだろうと思う。割と安い金利で借りられているか、財投から借っているかではないだろうか。

(伊藤審議官) 借入金の中で長期借入金を財投から借りていたりするとそういうことになるし、財投機関債で政府保証がついているとそういうことになると思う。

(富山委員) 政府保証がついていなくても、ほとんど自己資本がなく、まず民間機関からは借りれないような機関でもかなり安い利率で借りているはずなので、結局市場は政府の暗黙の政府保証を見ているわけだ。

(伊藤審議官) 以前、欠陥住宅を提供した第三セクターがあったが県が100%出資ではないのに結局県が面倒を見た例がある。政府がそれに応えるのかということになると、それは私どもとしてはその場になってみないとわからない。市場がそういうふうに期待しているだろうし、

恐らく政府もそう行動するだろうと読まれた上で議論をされるのはご自由だが、そこはイエスもノーも答えられない。

（富山委員） 仮にそうだとした場合に、結局この負債は、相当な金額をこの人たちに対して国民が貸しているわけだろう。

（伊藤審議官） 共済事業や中小企業退職金の共済事業でかなり政府負担分もあるが、共済の掛金として事業主が払われたお金もある。

（富山委員） いや、それもあるかもしれないが、私が申し上げたいのは、結局さっきのインセンティブ付けの問題につながると思うのだが。これを民間の論理で言うと、金を借りてくるときはちゃんと開示をするのが当たり前だし、むしろあれやれと一生懸命頭下げてこんなに私たちは立派ですということを説明することをやらないとこの人たちはお金借りられないわけである。そうすると、本来は、引き上げることが最後の脅かしになるわけだろう。逆に言うとペナルティとしてのインセンティブというのはそこにあるわけで。それが働くようなメカニズムをつくるのが建設的な議論だと思うが、そういう仕組みをつくるというのは行政制度として難しいのか。

（伊藤審議官） 仕組みの問題ではなく、現実に財投、特に財投機関債を買っている銀行や生命保険が片側で国のためを考えて、もうやめろとって引き上げるかどうかという問題になるのではないか。

（富山委員） それは財務理論的には間違っている。政府保証がついているなら、彼ら自身が最終的にはラストリスクをとっているわけではない。だから、そこで本当にディスプリンを効かせる、あるいはガバナンスをかける主体は明らかに国である。なぜなら、政府が保証しているからだ。

もし政府保証をしてない状態で彼らがお金を貸していて、かつ暗黙の政府保証も合理的にないという状況の中で彼らが行うとしても、それはガバナンスとしては政府保証がついているわけだから、主体は国だ。だとすれば、ガバナンスなりインセンティブを働かせる仕組みをつくるのは国の責任であって、それは民間の金融機関の責任ではない。

（伊藤審議官） 私が申し上げたのは、実物資産の売却は簡単に何でもできるということではないということ。金融資産の話はいろいろな考えがあるから、そこについて特段申し上げているつもりはない。

（野村委員） 私はまさに先ほどそれで具体的な例のときになぜうまくいっていないのかということ伺ったわけだ。その損切りすら、あるいは普通のビジネス的に考えれば傷が深くなら

ないうちにやめようという選択をできていないわけだ。ここのところをどうやれば実現できるのか。

(伊藤審議官) 先ほどの青年の家、少年自然の家の問題であれば、政策評価・独立行政法人評価委員会においても厳しい議論をしたが、青少年教育のためという所管省側の強い意見もあり、有用性・有効性の検証を踏まえて、在り方を見直すという結論になった。どうすればということになると、そこを説得する仕方がないということだと思う。

(八代会長) 所管省に買い取ってもらったらどうか。

とにかく、その責任で厳しいインセンティブをつけるのも。

それから、この独立行政法人の情報開示ということだが、当然ながら情報開示の義務は最低限企業と同じ程度はあるはずで、なぜそれが今までなしに済まされてきたのか。

(伊藤審議官) 独法の財務諸表には企業会計に準じた独立行政法人の開示ルールがある。今申し上げているのは資産の1個1個の内訳。今のところは大企業でも義務付けられていない。余りにも量が多いので財産目録を全部出すのは大変だからということで大企業は商法上もなくなったのではないかと思う。もちろん請求すれば我々として情報を取ることは不可能ではない。今は制度として実質的な義務開示の対象にはなっていない。

(八代会長) 政策評価・独立行政法人評価委員会の議論とは別に、この委員会としても当然ながら資産の健全という管理の視点からいろいろお伺いすることもあると思うが、よろしくお願ひしたい。

それでは、村田審議官。

(村田審議官) お手元の資料3、国立大学法人等の資産における取組についてという資料に基づき、簡単にご説明申し上げたい。

まず、1ページ目だが、国立大学は平成16年4月に国立大学法人化ということで法人化をされた。それまでは国の機関という位置付けだったが、この法人化を機会にそれまで大学の土地や建物を構成していた部分は国から出資という形をとった。ただ、そのとき持っていたものすべて出資したかということではなく、法人化の際に現に教育研究に利用している財産及び将来的に利用計画のある財産を出資という形をとったわけで、そのフローチャートが1ページ目に出ているとおり。

結果的に出資財産としては土地が12億9,000万平米で、評価額として、平成15年から16年にかけて評価をしたときの金額が、約4兆7,000億円。このうち土地の面積で92%を占める部分が演習林用地だ。演習用林地については国定あるいは国立公園と位置付けられていたり、保安

林として位置付けられていたり、鳥獣保護区という形の位置付けになっており、さまざまな利用上の制約がある。

次に、2ページ目だが、出資をいただいた資産について、計画的な資産の有効活用ということで各国立大学法人ではキャンパス内の施設配置や老朽施設の更新といったようなことに関してキャンパス計画を策定するというようなことで有効活用を図っているところだ。しかしながら、一部のキャンパスでは狭隘化などが進んでおり、建物が過密状態となっていたり、あるいはまとまった増築用地が確保できないといった状況がある。東大や東北大などではこうした問題を解消するために新キャンパスの整備などを実施しているところだ。

また、出資いただいた資産について、その有効活用ということで法人法上の業務の範囲内において各法人が自主的、自律的な資産運用、資産活用ということを行っている。具体的には緑の枠の中にあるが、学外との活用事例としては、民間企業等との共同研究等のための施設の整備用地、施設を整備するために用地を貸与するということが、実際に国立大学法人の土地の上に民間の共同研究施設が整備されたりしているということだ。

また、学内では施設の共同利用化といったような形でスペースの有効活用を進めているところで、学外との活用事例、学外機関あるいは学外者との連携により有効活用を図っている法人は、法人化後、過半数を超える状態であり、今後さらに増加していこうと見込まれる。

3ページ目では、具体的にその土地を貸して、その上に民間企業の施設を整備する事例を図式化している。こういう形で例えば岡山大学などでは特定目的外者が画像診断センターというものを運営しているという事例がある。

それから、4ページ目は、私どもも各国立大学法人が自主的・自律的な運営ができるように制度改正などを実施し、そうした資産の有効活用ができるように支援をしているところだ。最近の事例としては長期借入金の対象範囲を拡大したということで、従来は病院などに限られていたが、宿舍の整備や動物病院の整備、あるいは産学連携施設の整備といったもので収入の見込める場合には長期借入金の対象とするという制度改正を行ったところだ。

また後ほど図表でご説明するが、病院の再開発についても筑波大学ではPFI方式により再開発に着手するという状況だ。

また、各大学法人、教育カリキュラムの変更であるとか研究計画の見直しといったようなことが考えられる。そうして財産処分を含めた利用計画の見直しといったことも各法人において検討が行われている。仮に出資財産を処分するということになる、国立大学法人法上は文部科学大臣の認可事項ということになっている。これはあくまで出資財産をもとに教育研究環境

を適切に維持するということが必要なので、こうした大臣の認可ということが必要となっている。

出資財産を処分した場合、法人間の公平性を確保するという観点から、処分収入の一部を国立大学財務・経営センターに納付し、その資金を用いて国立大学法人全体の施設整備の財源に充てている。現在国立大学法人の所有している施設については老朽化あるいは耐震補強が必要な施設が多数にのぼっており、今後5カ年間で540万平米、所要金額は1兆2,000億円程度で、第3期の科学技術基本計画においてもこうした施設整備の計画が盛り込まれたところだ。

5ページ目をみると、先ほど申し上げた長期借入金の対象範囲が拡大している。先ほど申し上げたように、従来の対象範囲というのは附属病院の用に供するために行う土地の取得や建物の整備、国立大学法人の施設の移転、キャンパス移転のために行う土地の取得や施設の整備といったものに限定をされていたわけですが、平成17年12月に政令を改正し、入居者からの寄宿料が見込まれるような宿舎、あるいは外国人研究者の宿泊施設といったような整備、あるいは診療報酬を償還財源とした動物病院の整備、あるいは施設使用料を償還財源とした産学連携施設の整備といったことに対象を拡大した。

長期借入金等によって土地の取得に関して一括取得することが補助金などによって段階的に取得する場合に比べて相当程度有利といったような場合にも長期借入金を民間から借り入れるという道を開いた。

6ページ目は、先ほど申し上げた筑波大学が本格的なPFIの手法によって病院の整備を行うというものだ。これは施設の整備と完成後の病院の管理運営の一部業務をSPCに委託をして、全体としてのPFIを実施するという内容になっている。

7ページ目は、各国立大学法人が取得、有しております出資財産を処分するときの流れ図を示したものだ。

それから、8ページ目が先ほど申し上げた国立大学施設等の緊急整備5か年計画ということで、第3期科学技術基本計画の中に盛り込まれたもの。老朽、狭隘というものを解消するために必要な整備面積と必要な金額だ。所要経費最大で約1兆2,000億円となっているが、現在国立大学法人に対する施設整備の補助金が大体毎年度500億円程度で、不足部分はPFIや長期借入金の利用、既に出資した財産の処分等を活用してこうした経費に充当していくということだ。

9ページ目は、特に参考の欄にあるが、大学のキャンパス、さまざまな施設の整備が必要になっているし、また地域社会との関係において防災計画などによって避難場所として指定され

ていたり、あるいは風致地区や美観地区の指定による緑地率などを設定されているという状況があり、都心部にあってさまざまな制約がかかっていることが多いということだ。

10ページ目は参考までに現在の国立大学法人法で国立大学法人の業務の範囲がどのように規定をされているかということと。国の関与についてもその法人法の中で法律で限定的に規定をされているということだ。

11ページ目以降は参考資料なので、また時間のあるときにごらんいただきたい。

(八代会長)

それでは、議論をお願いする。どうぞ、伊藤委員。

(伊藤委員) 4ページの財務・経営センターへの処分収入に対する納付率は平成22年以降のその他による処分も50%になるのか。

(村田審議官) その通りである。

(伊藤委員) これが一番の議論のポイントだと思うのだが。それで、同じく4ページに、実際にこれに基づいて処分した金額があったと思う。法人化後の出資財産の処分実績は26法人、50事業で、処分額が70億。これは私から見るとこんなものかという感じなのだが。それで、財務・経営センター納付額が26億と、これは50%いかない。どうしてこのような数字になるのか。

(村田審議官) まず、実績値には実は見込みも含まれている。

(伊藤委員) 70億には見込みも入っている。

(村田審議官) はい。それから、納付額の方ももちろん見込みが入っているのだが、この差が50%にもいっていないというのは、例えば上物が建っているとそれは処理して、それで民間に更地で売り渡せる状態にするという、その必要経費がさっ引かれることに。

(伊藤委員) では、逆に言うと、26億の2倍した大体54億ぐらいが処分額になるのか。

(村田審議官) そうである。

(伊藤委員) それで、50%もとられるなら土地を売ると皆思わないのではないか。

このシステムはずっと続くわけか。

(村田審議官) 帝国大学のように戦前から資本整備がされている大学と戦後に国立大学となり整備されて、しかも戦後60年たってきて相当ガタがきているところなのでこ入れというものを、その個々の大学の限りでこれをどうにかするというにはかなり無理がある。この仕組み自体は法人化前から採用している仕組みである。

(伊藤委員) だが、これだったら売らないと言ったら、現金収入が入らないだろう。。その

辺は絶対にもう文部科学省の命令でこれだけ売れと言って、毎年50億確保するとかそういうことはやらないわけか。

(村田審議官) 法人化されてしまっているの、それぞれが独立してするところがあり、なかなかそこは難しいところがある。

(伊藤委員) それから、もう1点は、やはり土地は売らなくても、東大の本郷でも容積率はがらに余っている。国有財産処分では今容積率を民間に売ろうかと言っているのである。土地を売らないでも容積率を売るといったときは財務・経営センター納付額はしなくていいのか。

(村田審議官) そこはこれから検討する必要があるかと思うが。ただ、先ほど申したように、東大の本郷のキャンパスなどにしても緑地の規制などもかかっている。

(伊藤委員) しかし、余っている。それを、売却処分したっていいのではないかと思うのだが。

(村田審議官) 権利の売却についても一応このルールが適用される。

(伊藤委員) やはり財務センターに行くのか。

(村田審議官) そのような仕掛けになっている。

(伊藤委員) そうか。土地売らなくても。不動産に関するものは全部。そうしたらますます東大も京大も売らなくなる。

(村田審議官) 実際には東大や京大も狭隘化しているものだから、施設整備を必要としており、そういう意味においては売却のインセンティブというのは一定程度はあると思っている。

(桜内委員) 今の伊藤委員に関連してなのだが、7ページで処分収入の一部、75%だか50%だかを財務・経営センターに納付して、それが再配分という形でこちらに出ているのだが。括弧書きで施設整備資金の交付とあるのだが、これはお金を渡すのか、それとも財務・経営センターの通常の業務として融資に充てるということなのか。それはどういう扱いになっているのか。

(村田審議官) これは資金として渡すのである。融資ではない。

(八代会長) それはどういう基準で渡すのか。一律にただ地方交付税のようにばらまくのか。それとも何かつくりたいというところに渡すというか。その渡し方はどういうものか。

(村田審議官) 基本的には先ほど申し上げたように、老朽、狭隘の状態が著しいものであり、その程度、幾つかの数値を指標化して、それを一番高い得点のところと与えていくという形になる。

(桜内委員) そういう配分とか財務・経営センターで行うというのであればいいのだが。5ページで逆に、これも財務・経営センターの仕事にかかわってくると思うのだが、長期借入金についてはあるいは債券発行については民間金融機関なり市場で調達してくれということになるというように5ページの一番下辺りに書いてあるわけだが。逆に言うと、こういった方針とか文部科学省で出すということは、財務・経営センターの位置付けというものが今後どういうように変わっていくと考えればよいのか。

(村田審議官) 1つは病院の再開発など大規模なものについて、これまでのところ財投資金などを借り入れてやってきているわけだが、筑波のケースというのは、筑波はあるときに突然あそこにキャンパスを整備したものだから突然すべて老朽時期が集中するという特殊性がある。なかなかそのような一気にかなりの規模で再開発という場合には必ずしも財投がなじまない部分もあるということで、財投がなじむ場合と民間で長期借入を行った方がいいケースというものを個別に判断をしていくことになると思う。このことによって直ちに財務センターの機能というものに変化が生じるということでは必ずしもないというように考えている。

(伊藤委員) 4ページの2年間の実績だが、この26億は2年間の実績であろう。

(村田審議官) 一部見込みも入っている。

(伊藤委員) 大体だから年間10億。だが、実態は大学の改装には何百億とかけている。全体のこの学校の建物を直したり設備を入れたりする総資金の中で財務・経営センターの年間10億というのはどのくらいの比率なのか。

(村田審議官) まず、法人化後は先ほど申し上げたように、基本的にはもう出資する財産自体に無駄がないように当初出資をしているということがあるので、16年度以降の売却実績というのは少し小さめになっているということがある。

逆に言うと、この仕組みは先ほど申し上げたように、法人化前から取り入れているわけだが、例えば平成13年度、14年度、15年度の実績を見ると、平成13年度の場合は121億、14年度の場合は190億、15年度も195億というような形での処分収入があがってきている。法人化後の実際にこの仕組みを使った各大学への施設整備等の財務センターからの事業規模ということを上げると、100億ぐらいの資金が各国立大学法人に支給されているという状態である。

(伊藤委員) 大学の建物の建替えはいわゆる特種会計的なことをやっているわけか。それとも一般の予算からも、予算の中にも建物の建替えという、主計局が認めて一般会計から出しているというものがあるのか。

(村田審議官) 老朽化した施設の建替え等については、財務センター以外に国の補助金とい

う形で施設整備補助金というものが文部科学省から直接国立大学法人に流れており、それが先ほど少し申し上げたのだが、年間当初予算ベースで言うと大体500億と。

（伊藤委員） そうだな、少し伺った。

（村田審議官） それで、先ほど申し上げたように、減価償却だけを見ても大体1,700億ぐらい減っていくわけで、500億ではかなりそのすき間がどんどん出ていくと。そのところをこうした財務センターの仕組みを活用したり、あるいはPFIを活用したりという形で埋めているという仕掛けになっているということである。

（野村委員） 別な話になって恐縮だが。私も大学の教員であるので、今の大学が置かれている厳しい状況を承知している。全入時代を迎えて大学そのものの存在が問われてきているわけだ。私立大学の中にはもう既に合併等を進めているところもある。

そういう状況の中でこの国立大学法人自体が本当に必要なのかどうかというのはどういうようにして評価されて、そして場合によっては統合とか廃校とかそのようなことの道筋というのはあり得るのかどうか。ちょっと制度のご説明をいただければと思う。

（村田審議官） まず実績から申し上げますと、かつて国立大学は99あり、それは現在87という状態で、また今度、大阪大学と大阪外国語大学が統合ということになるので、86まで減っているということである。もちろん国立大学については特に学部段階だと理工系の人材あるいは医学部の整備、あるいは計画的な教員養成といったような形の機能を果たしている。大学院レベルでは修士、博士を入れると、博士だと6割から7割が国立大学の定員ということになっており、そうした機能はますます第3期の科学技術基本計画などでも指摘をされているが、国際的な競争力に耐えるためにイノベーションシステムの中に組み込まれながら経済、国家発展の基盤として必要になっていくというように我々としては考えているところである。もちろん、随時見直しを図る中で、先ほど申し上げたように、99校から87校、86校という数字になってきているということである。

（富山委員） 今の国際競争力という観点でいったときに、正直言って私は少し逆の印象を持っている。例えば東京大学だけどんどん強くしてしまえばいいのではないかと逆に思って。東京大学がいいかどうか別として、要は普通の国際競争って国内では淘汰が進んでいって強いのが残っていくという構図ではないか。それが世界と戦っていくわけで。そういう意味で言うと、日本の国立大学は、86もあると今伺って実は正直言って驚いている。いわゆるトップスクールと言われている本格的ユニバーシティと言われているのはたしか人口比で言うと日本はやたら多いのではないか。

(村田審議官) いや、むしろ逆に言うと、例えば大学院の整備などは人口1,000人当たりを先進国と比較するとまだまだ日本は少ないという状況があるし。最近の日本経済の発展を考えたときに、ある程度地域バランスをもって大学の整備というものが必要になってきている。イギリスなんかの場合もそうした地域バランスを考えた大学に対する支援というものが行われているというように考えている。

(富山委員) 別に教育の議論を今してもしょうがないので余りする気はないが。少し先ほどの伊藤委員の指摘にやや戻るのだが。インセンティブの議論だと思うのだが、例えば今一生懸命東京大学のエンドウメントを集めて大学固有の資産を持ちましょうということを一生懸命やろうとしているわけだろう。それで、例えば今はまだ直接株は持ってはいけないのか、会社は持ってはいけないのか。

(村田審議官) 出資ができるケースというのはT L Oに限られている。

(富山委員) 限られているのであろう。どちらにしろエンドウメントをふやしていくということは大学としてはエクイティ性の資産を多く持つということになっていくことになるかと思うのだが。例えばそういった資産をずっと持って、うまくそれが運用できていってふえていったとして、その大学持ちの資産がそのようにふえていったものを例えば処分して、例えば含みを実現しましょうと。これもやはりとられてしまうのか。

(村田審議官) 売却した場合。株式とかその外部資金をベースにしている場合にはこのスキームにはのってこない。だから、この間、東京T L Oが株で相当潤ったと思うが、あれは大学にとって純収入というか、入ってくるという仕掛けになっている。

(富山委員) そこは大丈夫なのか。

(村田審議官) はい。

(富山委員) そうすると、もともとあてがいぶちでもらったものはこういうある種のペナライズがあると。

(村田審議官) これをペナライズと見るかどうかというのはあるが。

(八代会長) やはり今、富山委員がおっしゃった点は、何か全部助けるという考え方で、老朽化すれば平等にやるのだと。そこがやはり選択と集中という考え方がないのではないかと。審議官がおっしゃったように、国際的ないろいろなことが大事だというのはわかるが、だからこそもっと集中を本当はしなければいけないので、少しそのあたりがどうなのかなということ。

それからもう1つテクニカルだが、売却ということのディフィニションなのだが、純粋に土地を売れば今の50%スキームである。だけれども、例えばP F Iみたいな形にして民間に何

か例えば土地を提供して建物をつくってもらって、半分を使うような形だと売却収入は出てこないわけである。それだと納付しなくて済むということなのか。

(村田審議官) 実際に大学の土地を民間に貸して、その上に民間の施設をつくるという形を大学は既にやっているわけだが、それによってペナライズとおっしゃったが、こういうものはかかってこないということである。

ただ、問題は独立行政法人も国立大学法人も同じだけれども、業務の範囲というものが定められている関係において、業務の範囲を超えて例えばデパートを入れるとかそういうところまでは認められていないと、そこはおのずと限度があるということである。

(伊藤委員) 私立の場合はホテル経営をやっているところもある。あのようなものは国立ではだめなのか。

(村田審議官) 結論から言うとだめである。というのは、私立の場合には私立学校法で学校法人が積極的に収益事業を行うということが記載をされている。

(伊藤委員) 私が伺いたいのは、前から言っているのだが、地方大学のいいキャンパスというのは昔から町のど真ん中にある。そこで、非常に質のいいマンション経営すればもう絶対にいい客が集まる。高い家賃がとれる。そういうのは財務センターに金払わなくてもいいわけだな。

(村田審議官) 別に土地とかを売らなければ構わないのだが、問題はマンション経営というところになってくると国立大学法人の業務の範囲ということとの関係において難しい。具体的にどこまで大学の教育研究と関連があるかということで、参考までに15ページのところに国立大学法人法の抜粋を挙げてあるが、この第22条の業務の範囲等というところでどこまで読み込めるのかという問題なのだろうと思う。

(伊藤委員) それは文部科学省が判断するのか。

(村田審議官) ここは国から出資された財産の管理の問題であるので、文部科学省が必要に応じて財務大臣と協議をするというようなことにもなってくるのではないかと思う。

(野村委員) 全国にやはり国立大学というのではないといけないのか。例えば国立大学、確かに私立よりも学費は安いかもしれないが、だったらそれを自ら運営するのではなく、奨学金の資金として使ったらどうか。私立大学へ行っている学生はたくさんいるわけだから、その奨学金資金を与えるというのでも同じ経済効果は出るし、学生たちにとっては便益はそれでも十分なわけである。

そう考えると、今国立大学と言われているものを全国に平等に残しておかなければいけない

というのはどういう政策判断なのか。

(村田審議官) ある程度学問分野の地域バランスという関係、あるいは特に地方の大学等においても医療関係であるとか理工系の分野に重点的に国立大学の学生定員が措置されているといったような観点である程度バランスをとっている。必ず津々浦々になければならないかどうかというのは別の問題であるが、現時点においては今の数程度のものが現に必要であるという判断をしているところである。

(野村委員) それはどこが判断しているのか。

(村田審議官) 基本的には文部科学省としての政策判断であるし、最終的にはこれは国立大学法人法ということで国会における審議を経て現在の姿があるということだと思う。

(野村委員) もう何も申し上げないが、先ほど青年の家の経営判断は文部省は全くできなかったと私は思う。文部科学省がそれを処分しなくてもいいというロジックをつくってしまっているというところに恐らく資産売却に対してのセンスのなさというのが私はあらわれていると思う。であるから、国立大学自体についてももっと国全体のことを考えたときに、必ずなければいけないのかという根本から話し合うようなそういう政策決定のプロセスというのを持っていただかないと、何か初めから大学ありきというような感じで納得がいかない。

(村田審議官) 青年の家のことは私も文部科学省の職員であるが、少し担当が異なるので、今の委員のご指摘についてその適否についてはちょっとコメントできない。コメントをしなかったことがそのことを認めたということではないことをあらかじめお願いしたいと思う。

(八代会長) わかった。時間もかなり過ぎているので。

今の問題は今後ともまた続くので、またよろしく願います。

次回は、第5回会合は3月8日、10時から12時、第6回会合は3月22日、10時から12時なのでよろしく願います。また事務局の方から連絡させていただく。